

濃厚接触者として特定された児童生徒の保護者様へ

【濃厚接触者の待機期間について】

○一般的には、濃厚接触者の待機期間7日です。

※最終接触日(陽性者と最後に接触した日)を0日として、7日間待機。(8日目に待機解除)

- ・家庭感染等で濃厚接触者となった場合 → 保健所から指示された期間を優先してください。
- ・学校感染で濃厚接触者となった場合 → 学校から指示された期間を優先してください。

【外出の自粛について】

○濃厚接触者は指定された期間、自宅待機となります。

○外出自粛をお願いします。

(学校や買い物、社会体育や習い事、無料の検査会場を受けるための薬局への外出も控えてください)

【健康観察の実施と報告について】

○毎日、朝・夕の体温測定を行ってください。

○呼吸器症状(咳、喉の痛み、呼吸苦など)がないか確認してください。

○毎日、学校に(11:00までに)健康状態(前日夜と当日朝の体温)を報告してください。

※報告方はメールをお願いします。

学校メールアドレス：myokosho@ac.city.myoko.niigata.jp

件名：□年□番 ※児童氏名は記入する必要はありません。

本文：夜：□℃、朝：□℃、症状：□□ (無症状の場合は「なし」とご記入ください)



【待機期間中に体調が悪くなったときの対応について】

○発熱などの体調変化があった場合には、かかりつけ医、受診・相談センター、保健所のいずれかに受診・検査の相談をしてください。

① 平日(8:30~17:15) 上越保健所 025-524-6134

② 夜間・休日 県新型コロナウイルス受診・相談センター 025-256-8275

② 容体が急変した場合：必ず電話をして救急外来受診または、救急車 119

不明な点は、上越保健所医薬予防課 025-524-6134 まで問い合わせください。

(裏面あり)

【学校から濃厚接触者の特定を受けた場合、家族への制限】

○保護者等（大人）への制限

- ・児童生徒が濃厚接触者に特定されても、学校から行動制限を指示することはありません。
(ただし、保護者の勤務先によって対応が異なるかと思いますので、各自の勤務先にお問い合わせください)

○兄弟姉妹等、学校への登校制限

- ・児童生徒が学校から濃厚接触者に特定された場合、その兄弟姉妹が通学する市内保育園・こども園、小・中学校、特別支援学校への登校について、濃厚接触者特定日を0日として、3日間の登校・登園の自粛をお願いします。
- ・濃厚接触者の兄弟姉妹が、県立学校（高校等）に通っている場合は、学校の指示に従ってください。

※保健所から濃厚接触者が特定された場合の制限については、保健所の指示に従ってください。

【自宅待機期間の過ごし方】

○感染拡大防止に努めた生活ををお願いします。

—例—

- ・他の同居者との部屋を分ける。
- ・家の中でもマスクを着用する。
- ・こまめに手洗い、定期的に換気する。
- ・手の触れる共用部分(ドアの取っ手、ノブなど)をこまめに消毒する。
- ・汚れた衣類は洗濯し、完全に乾かす。
- ・ゴミは密閉して捨てる。

など